

## 議案第 4 号

### 条例案に対する意見について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 24 条の 2 第 2 項の規定により、平成 27 年 2 月 9 日付け議事-290 により意見を求められていた次の条例案について、原案のとおり同意する。

議案第 87 号 秋田県退職年金等および退職一時金等の基礎となるべき在職期間の通算に関する条例及びスポーツに関する事務の管理及び執行の特例に関する条例の一部を改正する条例案

平成 27 年 2 月 19 日提出

秋田県教育委員会教育長 米 田 進

### 理 由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年第 76 号）の施行に伴い、引用している条項を改めることとする条例案について、秋田県議会から意見を求められている。これが、この議案を提出する理由である。

秋田県退職年金等および退職一時金等の基礎となるべき在職期間の通算に関する条例及びスポーツに関する事務の管理及び執行の特例に関する条例の一部を改正する条例案要綱

## 1 改正理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）の施行に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。

## 2 改正内容

- (1) 秋田県退職年金等および退職一時金等の基礎となるべき在職期間の通算に関する条例（昭和32年秋田県条例第27号）の一部改正（第1条による改正）  
引用している地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の一部の条項について所要の整理を行うこととする。（第1条関係）
- (2) スポーツに関する事務の管理及び執行の特例に関する条例（平成21年秋田県条例第88号）の一部改正（第2条による改正）  
引用している地方教育行政の組織及び運営に関する法律の条項を改めることとする。

## 3 施行期日

この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成27年4月1日）から施行することとする。

## 参照条文

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

（教育委員会の職務権限）

第二十三条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

一～十二 略

十三 スポーツに関すること。

十四～十九 略

（長の職務権限）

第二十四条 地方公共団体の長は、次の各号に掲げる教育に関する事務を管理し、及び執行する。

一～五 略

（職務権限の特例）

第二十四条の二 前二条の規定にかかわらず、地方公共団体は、前条各号に掲げるもののほか、条例の定めるところにより、当該地方公共団体の長が、次の各号に掲げる教育に関する事務のいずれか又はすべてを管理し、及び執行することとすることができる。

一 スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。

二 略

2 地方公共団体の議会は、前項の条例の制定又は改廃の議決をする前に、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。